

「宇都宮市児童相談所設置基本計画」（素案）に関する  
パブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 令和8年1月19日（月） ～ 令和8年2月8日（日）

(2) 意見の応募者数 2名  
意見数 8件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数	0	0	2	0	2

2 意見の処理状況

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し，計画に盛り込むもの	0件
B	意見の趣旨等は，計画に盛り込み済みと考えるもの	3件
C	今後の計画推進への意見として参考とするもの	5件
D	計画に盛り込まないもの	0件
E	その他，要望・意見等	0件
計		8件

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	C	専門職種の人員体制について、所長が1名だけの体制となっているが十分か。所長の不在時の対応も記載してほしい。	<p>所長は、児童相談所の責任者として、虐待が疑われる子供の一時保護等の権限の行使や児童相談所の各部門の統括などを担う重要な職種であり、責任の所在を明確にするとともに、児童相談所における多様な事案に対してバラつきなく一貫性を持った支援が提供できるよう、配置数は1名とする予定です。</p> <p>また、所長不在時の緊急事案などにおいても迅速かつ適切な対応がとれるよう、緊急連絡体制の構築など、今後、具体的な運用について検討してまいります。</p> <p>（計画書 P11）</p>

2	C	<p>児童虐待件数は増えている一方で、子どもの生活指導や行動観察等の一時保護施設業務の中核を担う児童指導員・保育士の待遇が悪いとなり手がすくなくなることが懸念される。待遇を良くするなど、市としてできることはないのか。</p>	<p>一時保護施設は、24時間365日体制で保護された子どものケア・アセスメント等を行う施設であり、業務の中核を担う児童指導員・保育士は大きな負担を伴うことから、他都市施設の運用状況等を踏まえながら、職員負担の軽減にも十分配慮した体制の構築や、各種手当等の処遇の充実に努めてまいります。</p> <p>(計画書 P 1 2)</p>
3	B	<p>「SV」とはどのような意味か。</p>	<p>「スーパーバイザー (Super Visor)」を指しており、当該職種は児童福祉司や児童心理司に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導・教育を行います。</p> <p>(計画書 P 1 1, 1 3)</p>
4	C	<p>14ページ下部の図に「女性相談所」とあるが、「男性相談所」はないのか。男親の相談先がないのはなぜか。計画における「子育て家庭等からの多様な相談に対し」との記載のとおり、多様な相談に対応できるよう、男性相談所も設けるべきではないか。</p>	<p>本市児童相談所においては、母親や父親はもとより、あらゆる子育て家庭が抱える多様な悩みや不安等に対し、関係機関等と連携しながら適切な支援を提供してまいります。</p> <p>また、「男性相談所」に関するご意見については、今後の市政運営の参考とさせていただきます。</p> <p>(計画書 P 1 4)</p>
5	B	<p>建設予定地はライトライン沿線が良かった。</p>	<p>本市児童相談所の建設予定地については、バスやライトライン等の公共交通機関に近接するなど、市民の利便性が高いことを含め、6つの選定の視点に基づき総合的に評価した結果、最も児童相談所の建設地として相応しい当該地を選定しました。</p> <p>(計画書 P 1 5～1 7)</p>
6	B	<p>一時保護施設を児童相談所に併設するとのことであるが、近ければ運用上の管理が楽になるという市側の意図を感じた。</p>	<p>一時保護施設については、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行うことに加え、援助方針の決定に係る子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、児童相談所職員との定期的な面談や必要に応じて</p>

			<p>心理診断等を行う必要があります。</p> <p>このため、本市においては、これらに係る移動等の子どもの心身への負担軽減や、児童相談所と一時保護施設間での情報共有等の円滑化によるケアの質の向上等を図るため、独自の一時保護施設を児童相談所に併設することとしたところであります。</p> <p>(計画書 P 1 0)</p>
7	C	<p>市においては、虐待対応に加え、現在、学校が対応しており、今後増加すると思われる虐めの加害者の保護・更生も運用に入れてはどうか。</p>	<p>児童相談所では、非行やぐ犯、触法相談にも対応しており、子どもに対する生活や心身の状況等の調査や生活指導のほか、必要に応じて一時保護し、自立援助支援等に繋げるなどの支援を行います。</p> <p>本市児童相談所の供用開始に向けては、学校や警察等の関係機関との連携方策を検討し、こうした子どもに対する更生等の支援を行ってまいります。</p> <p>(計画書 P 6)</p>
8	C	<p>幼稚園や学校、行政において連携という言葉をよく聞くが、これらに相談をしても、十分な連携が図られず、何度も説明・相談をすることになるなど、1カ所・1回で終わらないため、面倒で行きたくなくなる。相談者の情報等をデータベースで共有するなど、相談者に対し、相談しようと思ってもらえる円滑な連携が可能な組織となるよう、期待している。</p>	<p>ご指摘の通り、相談からワンストップで必要な支援を受けられる体制を構築することは大変重要であるため、児童相談所の供用開始に向けては、様々な相談者情報のデータ連携をはじめとした、関係部署・団体間との情報共有・連携方策を検討するなど、市民に身近なサービスを提供する基礎自治体としての強みを活かし、誰もが気軽に来所できる児童相談所を目指してまいります。</p> <p>(計画書 P 1 4)</p>